

令和5年度奈良県立高等学校入学者 一般選抜実施要項

令和5年度奈良県立高等学校入学者一般選抜については、この要項（以下「一般選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応募資格

応募資格は、特色選抜要項1**応募資格**(1)に準じます。

2 一般選抜を実施する学校・学科（コース）

次のア及びイの学科（コース）で実施します。ただし、イに出願できる者は、特色選抜を受検した者であり、かつ、イを第1希望、アを第2希望とする者としします。

ア 一般選抜で定員の全て又は一部を募集する学科（コース）

イ 特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）

3 募集人員

募集人員は、「令和5年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

なお、特色選抜等実施後に確定した募集人員については、令和5年2月24日（金）に発表します。

4 出願方法

(1) 特色選抜を受検した者で、**2一般選抜を実施する学校・学科（コース）**イを第1希望とする者は、**2一般選抜を実施する学校・学科（コース）**アを第2希望として出願します。

(2) 出願は、1校に限ります。2校以上に出願した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。ただし、**4出願方法**(1)の場合はこの限りではありません。

(3) 順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(4) 出願後、入学願書の取下げはできません。

(5) 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に合格した者は、奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願できません。

(6) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業生等の奈良県立高等学校への志願手続要領**9**参照）が必要です。

(7) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

(8) 奈良県立青翔中学校に在籍しており、奈良県立青翔高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

(1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

令和5年3月3日（金） 午前9時から午後3時まで

令和5年3月6日（月） 午前9時から午後3時まで

ただし、出願書類を郵送する場合（特色選抜要項**5出願手続**(2)参照）は、令和5年3月1

日（水）までの消印があるものに限りです。

(2) 志願者は、定められた期間内に次のアからエを出身中学校又は在学している中学校の校長の承認を得て出願する高等学校長に提出してください。

なお、**4 出願方法**(1)により志願する者は、第2希望の高等学校長に、アからオを提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙、38、39ページ参照）

イ 入学考査料 全日制課程 2,200円 定時制課程 950円（奈良県収入証紙により納付）

ただし、山添村立奈良県立山辺高等学校山添分校への出願者は、1,000円を現金で納付してください。

ウ 「自己アピール文」記入票（様式9）（面接を実施する学科（コース）への出願者のみ必要）

エ 追検査対象証明書（様式22）（追検査対象者のみ必要）

オ 特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）受検願（様式20）のコピー（A4判の用紙）

(3) **4 出願方法**(1)により志願する者は、定められた期間内に次のア及びイを出身中学校又は在学している中学校の校長の承認を得て、第1希望の高等学校長に提出してください。

ア 特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）受検願（様式20）

イ 特色選抜の受検票のコピー（A4判の用紙）

(4) 入学願書に貼り付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(5) 高等学校長は、(2)の書類を受け付けたときは、受検票を交付してください。また、(3)の書類を受け付けたときは、受検番号を交付してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、特色選抜要項**6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、令和5年3月6日（月）午後3時までには到着のものに限りです。

提出期間 令和5年3月3日（金）及び6日（月） 午前9時から午後3時まで

提出書類 ア 調査書（様式1）

イ 副申書（様式3）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要）

7 検 査

(1) 検査は、令和5年3月10日（金）に、出願した高等学校で実施します。

なお、**4 出願方法**(1)による場合は、第2希望の高等学校で実施します。

(2) 検査は、国語、社会、数学、理科及び英語（各50点満点）の学力検査を実施します。ただし、定時制課程については、国語、数学及び英語（各50点満点）の学力検査並びに面接を実施します。

(3) 各高等学校・学科（コース）で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(4) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査の問題は、奈良県教育委員会で作成します。

- (5) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (6) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します。(23、24ページ参照)

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点(135点満点)又は加重配点をした後の学習成績の合計点

資料Ⅱ： 検査成績

一般選抜において実施する各検査の合計点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

- (3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。
- ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。
- イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。
- (4) 高等学校長は、特色選抜要項**8 入学者の選抜**(4)に準じて調査書の特別な取扱いを行うことができます。
- (5) 高等学校において順位を付けて2(3)学科(コース)まで志願することができる学科(コース)及び第1志望を優先して合否を判定する割合については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (6) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (7) 定時制課程において、学力検査等による受検者数と成人特例措置による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、受検者数の比率に応じてそれぞれの合格予定者数を定め、それに従って合格者を決定することを原則とします。この場合、成人特例措置による合格予定者数は次の式により算出し、学力検査等による合格予定者数は、募集人員から成人特例措置による合格予定者数を減じた数とします。ただし、成人特例措置による合格予定者数が募集人員に等しくなった場合は、この原則は適用しません。

<式>

$$(\text{募集人員}) \times \frac{(\text{成人特例措置による受検者数})}{(\text{全受検者数})} \quad [\text{小数点以下は切り上げ}]$$

- (8) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。
- (9) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、学力検査等を行い選抜します。

9 合格発表

(1) 特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）

令和5年3月15日（水）に、奈良県教育委員会及び出願した高等学校のWebページで、受検番号により発表します。

(2) 一般選抜で定員の全て又は一部を募集する学科（コース）

令和5年3月16日（木）に、奈良県教育委員会及び出願した高等学校のWebページで、受検番号により発表します。

10 そ の 他

(1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡をとり、速やかに欠席届（様式8）を提出してください。4 出願方法(1)による場合は、第2希望の高等学校に連絡をとり、速やかに第1希望及び第2希望の高等学校に欠席届（様式8）を提出してください。なお、追検査を希望する場合は欠席届に代えて追検査申請書（様式21）とそれに関わる書類（23ページ参照）を提出してください。

(2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。

(3) 定時制課程に出願できる者は、原則として勤務に従事する者又は勤務に従事する予定の者です。

(4) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、高校の特色づくり推進課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校の特色づくり推進課長及び高等学校長宛てに書面で申し出てください。

なお、中学校長から高校の特色づくり推進課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和4年12月28日（水）までとします。

(5) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに高校の特色づくり推進課長に申し出てください。

(6) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願を希望する者は、令和5年1月18日（水）までに出願する高等学校長に申し出てください。

(7) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。

(8) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。